

# 本号で公布された 法令のあらまし

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第六号）（経済産業省）

1 特許登録調査機関の登録の有効期間を定めることとした。（第四条関係）

2 特許登録調査機関が交付する調査報告を提示して出願審査の請求をした特許出願について、出願審査の請求の手数料の軽減額を定めることとした。（第二条及び第六条関係）

3 実用新案法第二条第一項ただし書の政令で定める期間を一月とすることとした。（第一条関係）

4 この政令は、平成一七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

1 コラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第七号）（内閣府本府）

1 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（政令第八号）（内閣官房）

2 電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等  
（一）民間事業者等が、書面の交付等に代えて電磁的方法により当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うおとすときは、あらかじめ、当該交付等の相手方

に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ることとした。（第二条第一項関係）

（一）による交付等の相手方の承諾を得た民間事業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、電磁的記録に記録されている事項の交付等を電磁的方法によつてしてはならないこととした。（同条第二項関係）

3 この政令は、平成一七年四月一日から施行することとした。

## 政 令

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第六号 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第九十五条第二項、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第二条の第二項、第四十八条の十六第六項、第四十九条第三項及び第五十四条第一項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（第三十九条の三及び第三十九条の十一）において準用する同法第十九条の第二項、特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）（附則第九条第四項並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）（附則第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。）

（実用新案法施行令の一部改正）  
第一条 実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条中、「二月」を、「一月」に改める。  
第二条の表の上欄中「第四十八条の十三の二」を加える。  
第二条の表の下欄中「第四十八号の二」を加える。  
（特許法等関係手数料令の一部改正）  
第二条 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中、「第九十五条第二項」の下に、「（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む）」を加え、同項の表第六号の項下欄中、「二千四百円を加えた額」の下に「、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特許登録調査機

関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき十三万四千九百円（一請求項につき三十二万二千円を加えた額）を、国際調査報告を作成した国際特許出願」の下に「であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたもの」を加える。  
第二条第一項の表第一号の項中、「第五号第一項」の下に「の規定」を加え、若しくは同法第四十五条第二項」を、「の規定若しくは同法第四十四条の第二項、同法第三十九条の第二項、同法第四十五条第二項若しくは同法第五十四条の第二項」に改める。  
第二条の第二項中、「第五十四条第十項」を「第五十四条第八項」に改める。  
附則第三項中、「二千四百円を加えた額」の下に「、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特許登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき十三万四千九百円（一請求項につき三十二万二千円を加えた額）を、国際調査報告を作成した国際特許出願」の下に「であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたもの」を、「一万八千円を加えた額」の下に「（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特許登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告を提示して出願審査の請求をした特許出願にあつては一件につき十二万三千七百円（一発明につき一万四千四百円を加えた額）を加える。  
（実用新案登録令の一部改正）  
第三条 実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）の一部を次のように改正する。  
第六条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。  
三 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第四十六条の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願がされた旨